

各都道府県消防防災担当主幹部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

複数の市町村による共同策定が可能な計画の明確化について

平素から、防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各都道府県及び市町村においては、法令の規定等に基づき各種の防災行政に係る計画の策定を行われているところと承知しています。今般、政府においては、地方公共団体における計画策定事務の増加に伴い負担が重くなっていることに鑑み、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする」（経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 21 日閣議決定））旨を決定し、政府全体として、制度・運用の見直し等必要な措置の検討を行うこととしています。

検討の結果、以下に掲げる計画については、計画に定め講ずべき対策に複数の市町村に共通する事項があるなどの場合にあっては、関係を有する市町村との共同策定が可能であることを明確化いたしますので、計画の策定及び更新・見直しに際し、負担の軽減に資すると判断されるなどの場合には、共同策定についても御検討ください。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、この旨を周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- 「市町村地域防災計画」（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項）
- 「津波避難対策緊急事業計画」（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項）
- 「津波避難対策緊急事業計画」（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項）
- 「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画」（津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 9 条第 2 項）

※ 防災基本計画（令和 4 年 6 月）第 4 編第 1 章第 5 節 1（2）に記載されている津波避難計画を指す。

《問合せ先》
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）付
信太、藤南、山本
電 話：03-3501-5408

消防庁 国民保護・防災部 防災課
神長、和多田
電 話：03-5253-7525

(参考)

- 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 （略）

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

2 （略）

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- 三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）
- 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 （略）

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第九条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）と

して指定するものとする。

2 (略)

(津波避難対策緊急事業計画)

第十一条 第九条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- 三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。第十五条において「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十五条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。)
- 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 (略)

○ 津波対策の推進に関する法律(平成二十三年法律第七十七号)(抄)

(津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置)

第九条 (略)

- 2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

○ 防災基本計画(令和4年6月中央防災会議)

第4編 津波災害対策編 1章5節1項(2) 住民等の避難誘導體制

津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。